1 小学校・中学校

(1) 警備センサーの設置

ア 校長室、職員室、事務室、理科準備室、保健室、階段室のうち2階から3階の間 (小学校は平均2ヶ所、中学校は平均3ヶ所)

ただし、階段室においては、夜間の学校開放事業校等特別の事情があるときは教育委員 会及び学校長と協議のうえ設置不要とする。

イ その他、学校の指定する場所1ヶ所(室)

【警備センサー設置概要図】

4階				
☆理科準備室				
3階			☆警備対象8~9ヶ所	
☆その他1ヶ所学校が指定				
☆階段室	☆階段室	☆階段室		
2 階				
☆校長室	☆職員室(警備日誌)	☆事務室		1.1.a - + 5
1階				体育館
☆保健室				

- ※ 学校によりセンサー設置場所の階層は異なる。
- ※ 階段室数は学校により1ヶ所から3ヶ所。
- ※ 資生館小学校について、警備上有効な56ヶ所。
- ※ 二条小学校について、児童会館及びまちづくりセンターを含む警備上有効な21ヶ所。 各施設ごとに警備の設定解除が行えること。ただし、図書室は児童会館側も使用するため、この分のセンサーは小学校及び児童会館で設定解除が行えるようにすること。また、 1階多目的室については個別に設定解除を行えるようにすること。
- ※ 伏見小学校について、小学校と教育支援センターごとに警備の設定解除を行えること。
- ※ 中央小学校について、小学校のほか児童会館7ヶ所、まちづくりセンター11ヶ所。また、施設ごとに警備の設定解除が行えること。

(2) 人感ライトの設置

- ア 教育委員会及び学校長と協議のうえ、警備上有効な学校の外壁2ヶ所に設置する。
- イ 電源を使用するものであり、室内に漏電ブレーカー付スイッチを設置して、作動を停止 することが任意に可能なこと。
- ウ フラッシング機能があること。

- エ LED電球を使用すること。
- オ 不法行為の予防のために設置するため、警備本部における監視は不要であること。

2 高等学校

- (1) 校長室、職員室、事務室、理科準備室、保健室
- (2) その他、学校の指定する場所 9ヶ所以内(室)

【警備センサー設置概要図】



- ※ 学校によりセンサー設置場所の階層は異なります。
- ※ 大通高校及び中央幼稚園について、警備上有効な44ヶ所(高校側31ヶ所、幼稚園側13ヶ 所)。